10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11　付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及びインド政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年三月二十七日にニューデリーで

インド駐在
日本国特命全権大使　小野啓一

インド財務省
経済局次官補　マニーシャ・シンハ閣下

付表

1	2	3		4	5
事業計画名	供与限度額	利子率		償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）
1　効果的な森林管理のための能力強化計画	八十二億八千万円	二・二五パーセント		十年の据置期間の後二十年	十年
		コンサルタントに対する支払部分	○・五五パーセント		
2　チェンナイ海水淡水化施設建設計画（第二期）	五百二十五億五千六百万円	二・四五パーセント		十年の据置期間の後二十年	七年
		コンサルタントに対する支払部分	○・五五パーセント		
3　デリー高速輸送システム建設計画（フェーズ4追加路線）（第一期）	七百九十七億二千六百万円	六箇月の貸出しに適用される適用可能な東京ターム物リスク・フリー・レートに○・九パーセントを加えたもの（注）		十年の据置期間の後二十年	八年
		コンサルタントに対する支払部分	○・五五パーセント		
4　アッサム州における養殖推進及び生計向上計画	三十五億八千万円	一・七パーセント		五年の据置期間の後十年	八年
		コンサルタントに対する支払部分	○・五五パーセント		
5　パンジャブ州生物多様性及び自然資源保全計画	百十四億八千万円	二・二五パーセント		十年の据置期間の後二十年	十年
		コンサルタントに対する支払部分	○・五五パーセント		
総　額	千五百五十六億二千二百万円				

（注）利子率は、六箇月の貸出しに適用される適用可能な東京ターム物リスク・フリー・レートに○・九パーセントを加えたものが○・一パーセントを下回る場合には、○・一パーセントとする。

（インド側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、インド政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年三月二十七日にニューデリーで

インド財務省
経済局次官補　マニーシャ・シンハ

インド駐在
日本国特命全権大使　小野啓一閣下

○国土交通省告示第三百五十五号

地理空間情報活用推進基本法第十六条第一項の規定に基づく地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報の整備に係る技術上の基準（平成十九年国土交通省告示第千百四十四号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月七日

国土交通大臣　中野　洋昌

地理空間情報活用推進基本法第十六条第一項の規定に基づく地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報の整備に係る技術上の基準の一部を改正する告示

地理空間情報活用推進基本法第十六条第一項の規定に基づく地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報の整備に係る技術上の基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（基盤地図情報が適合すべき規格） **第六条**　基盤地図情報を提供しようとする場合の適合すべき規格は、次の各号に掲げるものとする。 一～十一　（略） 十二　国際標準化機構一九一〇三（地理情報―概念スキーマ言語） 十三　（略） 2　（略）	（基盤地図情報が適合すべき規格） **第六条**　基盤地図情報を提供しようとする場合の適合すべき規格は、次の各号に掲げるものとする。 一～十一　（略） 十二　国際標準化機構（技術仕様書）一九一〇三（地理情報―概念スキーマ言語） 十三　（略） 2　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。